



Press Release

報道機関 各位

資料提供 令和2年7月21日
産業労働部 資源エネルギー産業課
新エネルギー産業班
担当者 石山、工藤、小玉
TEL 018-860-2281
美の国あきたネット掲載 (有)・無

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定について

「能代市、三種町および男鹿市沖」、「由利本荘市沖（北側）」、「由利本荘市沖（南側）」について、経済産業大臣及び国土交通大臣から再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定がなされました。

<概要>

洋上風力発電の導入促進を図る「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣が「能代市、三種町および男鹿市沖」、「由利本荘市沖（北側）」、「由利本荘市（南側）」を促進区域として指定し、その旨の公告が行われました。

【公告】

- ・経済産業省資源エネルギー庁
<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200721005/20200721005.html>
- ・国土交通省港湾局
https://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000203.html